

日常生活継続支援加算について (介護老人福祉施設)

日常生活継続支援加算の主な算定要件について

厚生労働大臣が定める 施設基準 ※施設基準・五十	日常生活継続支援加算（Ⅰ） ※介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。	日常生活継続支援加算（Ⅱ） ※ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。
A 新規入所者の総数のうち 要介護 4 又は 5 の者の占める割合	前 6 月間又は前 1 2 月間における新規入所者のうち、要介護 4 又は 5 の者の占める割合が100分の70以上であること ※対象となる新規入所者ごとのその入所日における要介護度の判定結果を用いる。 また、届出を行った月以降においても、毎月、この割合が所定の割合以上であることが必要。 ※前 6 月間の指標か前 1 2 月間の指標を採用するかどうかは、事業所判断。	
B 新規入所者の総数のうち 日常生活自立度のランクⅢ、 Ⅳ又はMに該当する者の占める割合	前 6 月間又は前 1 2 月間における新規入所者のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 ※対象となる新規入所者ごとのその入所日における日常生活自立度の判定結果を用いる。 また、届出を行った月以降においても、毎月、この割合が所定の割合以上であることが必要。	
C 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。 ※届出日の属する月の前 4 月から前々月までの 3 月間のそれぞれの末日時点の平均について算出する。また、届出を行った月以降においても、毎月において前 4 月から前々月までの 3 月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要。	

※上記 A～C については、そのいずれかを満たしていること。

※本加算とサービス提供体制強化加算は併算定することができません。（どちら片方のみ）

日常生活継続支援加算の主な算定要件について 2

厚生労働大臣が定める 施設基準 ※施設基準・五十	日常生活継続支援加算（Ⅰ） ※介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。	日常生活継続支援加算（Ⅱ） ※ユニット型介護福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費を算定していること。
介護福祉士の数	・常勤換算方法で入所者の数が6又はその端数が増すごとに1以上であること。 ※入所者数については、当該年度の前年度の平均を用いる。（新設事業所などの場合は、推定数による。）この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。（小数第2位以下切り上げ） ・介護福祉士の員数については、届出日の属する月の前3月間における員数の平均を、常勤換算方法で算出した値。 例：利用者前年度延数：12,856人 前年度日数：365日 $12,856 \div 365 = 35.22 \cdots \div 35.3 \text{人}$ $35.3 \div 6 = 5.88 \text{人（} \rightarrow \text{介護福祉士が常勤換算方法で5人+1人=6人必要）}$ 介護福祉士の員数：4月5.9人、5月6.3人、6月6.2人 $(5.9 + 6.3 + 6.2) \div 3 \text{月} = 6.133 \cdots \div 6.1 \text{人（小数第2位以下切り捨て）}$ 利用者数平均35.3人 $\div 6 = 5.88 \text{人}$ 改め6人 $\leq 6.1 \text{人}$（介護福祉士の員数）	
介護福祉士の数 ※業務の効率化等を行っている場合	常勤換算方法で入所者の数が7又はその端数が増すごとに1以上であること。 ※介護福祉士の常勤換算方法の計算については、上記を準用する。 ※要件については、別シートにて説明。	
定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと	定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと	

日常生活継続支援加算の算定要件について（令和3年度介護報酬改定）

算定要件 ※業務の効率化等を行っている場合

○次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。

- a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。
- b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状態等の見直しを行っていること。
- c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
 - i 入所者の安全及びケアの質の確保
 - ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - iii 介護機器の定期的な点検
 - iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

関連する主なQ & Aについて

関連Q & A	質問	回答
21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような取扱いとするか。	併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で（例：前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど）、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1：1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められない。 空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。
21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	本体施設である介護老人福祉施設において日常生活継続支援加算を算定している場合、併設するショートステイにおいてサービス提供体制強化加算の算定は可能か。空床利用型ショートステイではどうか。	可能である。具体的には、併設型ショートステイについては、本体施設と兼務する職員について、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で、ショートステイに係る職員についてサービス提供体制強化加算の算定基準を満たす場合、空床利用型ショートステイについては、本体施設がサービス提供体制加算の算定要件を満たす場合に、それぞれ同加算を算定することができる。 なお、このような処理をすることにより、空床利用型のショートステイと併設型のショートステイで加算算定の有無や算定する加算の種類が異なる場合も生じうることになる。 さらに、本体施設と異なる加算を算定する場合は、空床利用型ショートステイであっても、本体施設とは別途、体制の届出が必要となるので留意されたい。
27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について	前6月間で要件を満たしたものととして届出を行ったが、その後前6月間では要件を満たさなくなった場合であっても、前12月間で要件を満たしていれば改めて届出を行わなくてもよいのか	貴見のとおりである。

関連する主なQ & Aについて2

関連Q & A	質問	回答
27.4. 1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について	入院に伴い一旦施設を退所した者が、退院後に再入所した場合、日常生活継続支援加算の算定要件における新規入所者に含めてよいか。	入院中も引き続き、退院後の円滑な再入所のためにベッドの確保等を行い、居住費等を徴収されていた者については、新規入所者には含めない。
27.4. 1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について	老人福祉法等による措置入所者は、新規入所者に含めるのか。	含めない。
21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	入所者に対する介護福祉士の配置割合を算出する際の入所者数や、要介護度や日常生活自立度の割合を算出する際の入所者には、併設のショートステイの利用者を含め計算すべきか。空床利用型のショートステイではどうか。	当該加算は介護老人福祉施設独自の加算であるため、併設・空床利用型の別を問わず、ショートステイの利用者は含まず、本体施設である介護老人福祉施設の入所者のみに着目して算出すべきである。
27.4. 1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について	日常生活継続支援加算の算定要件となる新規入所者の要介護度や日常生活自立度について、入所後に変更があった場合は、入所時点のものと加算の算定月のもののどちらを用いるのか。	入所時点の要介護度や日常生活自立度を用いる。